

紙類のリサイクル

事業系ごみの中で、大きな割合を占めるのは紙類です。紙類は、可燃ごみに混ぜてしまえば「ごみ」ですが、分別すれば「資源物」となります。紙類の分別を徹底し、ごみの減量にご協力ください。

ステップ① 工夫して紙を節約しましょう

- ペーパーレス化を推進する。
- 両面印刷や2 in 1 印刷をする。
- 裏面が使える紙はメモ用紙などに再使用する。

ステップ② 発生した古紙は種類ごとに分別しましょう

①古紙を分別しましょう。



※紙に付いている金属類やプラスチック・ビニール類は取り除いてください。
※小さい紙類は中にはさみ込むか、紙袋にまとめて入れて出してください。

【リサイクルできない主な紙類】

感熱紙(レシートなど)、カーボン紙(複写紙)
点字用紙、シール台紙、写真、ワックス加工紙
変色したもの、日焼けしたもの、燃やしたもの
油や土などで汚れたもの、ビニール包装したもの
においが付いたもの、プラスチックカバーがあるもの
内部にアルミ箔が張ってある紙パック、圧着はがき

▶ **可燃ごみ**で
出してください！

②種類ごとにひもで十字に縛ってください。

ひもで縛っていないもの
ダンボールに詰め込んだもの
ガムテープやラップなどでまとめたもの

▶ 収集出来ません！

ステップ③ リサイクルする

下妻地方広域事務組合の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者または資源回収業者に処理を委託してください。ただし、建設業、紙・紙加工品製造業、印刷・出版業などの業種から発生する紙くずは産業廃棄物です。

